

平成 22 年 8 月 26 日

基本的な指針(案)についての意見

日本肝臓病患者団体協議会

阿部洋一

はじめに

1. ウィルス肝炎をめぐる現状

肝炎が国内最大の感染症になっている。肝炎は放置すると肝硬変・肝がんなど重篤化する。肝炎患者にとって将来への不安は計り知れないものがある。

肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきた。他方、早期発見や医療へのアクセスにはいまだに解決すべき課題が多い。これらの現状にかんがみ、より一層の推進を図るため平成 22 年 1 月 1 日肝炎対策基本法が施行された。

この基本指針は基本法第 9 条 1 項により基づき策定する。今後は基本指針に基づき国及び地方公共団体が肝炎患者を含めた国民、医療関係者などが一体となって肝炎対策に取り組むことにより、ウィルス肝炎患者が安心して治療し、将来に不安がなく生活出来ることが実現することを目指す。

2. これまでの取り組みと今後の展開

政府においては、これまで多くの肝炎対策を進めてきたが、未だに肝炎ウィルスに起因する肝硬変、肝がんなどによる死亡者は年間 4 万人を超えており、また、全国で進められたウィルス検診の受診率や、治療費助成制度も計画を大きく下回っている。また、肝疾患診療体制も各都道府県で取組みにばらつきがあり、地域によっては患者が適切な治療を受けることが出来ない現状である。

更にウィルス性肝炎患者は高齢化が進み、病気が重篤化、肝硬変・肝がんに苦しんでいる。今までのウィルス肝炎対策は重症化しないための医療費助成は進められて来ているが、重症化した肝硬変以降の患者に対する支援の在り方については殆ど検討されて来なかった。基本法施行にあたり、今まで実施して来たこれらの施策を検証し、基本指針により具体的施策の展開に結び付けていくこととする。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがある。・・・・・組むことが必要である。

また、肝炎患者等の置かれた環境、病状により対策も違うことから、肝炎患者の実態調査をして、その実態に応じた対策を講じることによって、肝疾患による死亡